

3 実験動物に関する動物愛護のあり方

(1) 実験動物における動物愛護の考え方

畜産動物等、人は、他の動物を利用し、時には、その命を犠牲にしなければ生きていけない存在です。実験動物についても、生命科学の進展や医療技術等の開発等のために利用することは必要不可欠となっています。その上で、実験動物を利用するに当たっては、3Rの原則を徹底し、動物の生理、生態、習性等に配慮し、動物に対する感謝の念及び責任をもって適正な飼養保管並びに科学上の利用に努めることが必要です。

3Rの原則

「3Rの原則」とは、国際的に普及・定着している実験動物の飼養保管等及び動物実験の適正化の原則のことです。

- ① 代替法の活用 (Replacement)
- ② 使用数の削減 (Reduction)
- ③ 苦痛の軽減 (Refinement)

この3つの原則のことを言います。
これらの原則は、動物愛護管理法にも規定されています。

Replacement



代替法の活用

Reduction



使用数の削減

Refinement



苦痛の軽減

(2) 実験動物関係者が果たすべき役割

科学研究としての動物実験及び実験動物の飼養保管等が適切に行われるように、動物愛護管理法や動物実験関係法令等に基づく各種の基準や指針等が、環境省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等の関係省庁によって、それぞれに役割分担をしながら規定されています。これらの基準や指針等がその効果を十分に発揮するためには、動物実験を実施する機関及び研究者が、基準や指針等を遵守し、遵守状況を点検・評価するだけでなく、その結果を公表し、その結果については、可能な限り、外部機関等による検証を行うことが求められます。

なお、動物愛護管理法に規定する虐待や遺棄については、実験動物も対象となっており、罰則を伴う禁止行為になっています。

実験動物の虐待や遺棄の禁止

動物愛護管理法では、実験動物等の愛護動物に対する虐待や遺棄は、罰則を伴う禁止行為になっています。平成25年9月に施行された改正動物愛護管理法により、罰則が強化され、みだりに殺し又は傷つけた者に対しては2年以下の懲役又は200万円以下の罰金、みだりに給餌給水をやめることにより衰弱させる等の虐待を行った者や遺棄した者に対しては、100万円以下の罰金が課せられることになりました。なお、「愛護動物」とは、牛、馬、豚、めん羊、山羊、犬、猫、いえずぎ、鶏、いえばと及びあひる、その他、人が占有している哺乳類、鳥類又は爬虫類に属する動物等のことをいい、実験動物も含まれます。